

# PPP/PFI推進アクションプラン 重点分野実行計画

令和6年6月

国土交通省

空港

# 空港分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。

### ■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
38件	8件	3件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

### ■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	各案件候補について、 コンセッション導入の 是非を検討 0件	1件	3件	5件	5件
うち 実施方針公表	0件	0件	3件	4件	5件
うち 実施契約締結	0件	0件	1件	2件	3件

### ■ 案件形成のための推進施策等

- ① 地方公共団体や業界団体主催の講演会において空港コンセッションについて説明を行う【R4年度以降継続】
- ② コンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取組みや効果、国の支援制度等の紹介を行う【R4年度以降継続】

# 【空港】 PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

## < 基準設定の根拠・解説等 >

全国 97空港

空港会社管理：4空港  
国管理空港：28空港  
地方自治体管理：65空港

コンセッション導入済の17空港（※）を除く空港  
**80空港**  
※令和8年度末時点でコンセッション事業を継続中の空港

空港会社管理：2空港  
国管理空港：19空港  
地方自治体管理：59空港

## < PPP/PFI導入検討対象\*1 >

離島空港及び米軍との共用空港等を除く空港  
**38空港**

空港会社管理：2空港  
国管理空港：15空港  
地方自治体管理：21空港  
(なお、アクションプランでは、「原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進する」こととしている。)

## < 案件候補\*2 >

現在、コンセッション導入の検討が行われている空港  
**8空港**

現在、コンセッション導入の検討が行われている8空港

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**3件**

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの  
\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

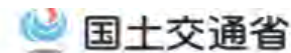
# 【空港】 推進施策の進捗目標

分野	内容	始期	強化	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 空港	原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策に取り組む。＜国土交通省＞	令和4		国土交通省					
① 空港	・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項（プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等）の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	リスク分担条項の新設等について、案件ごとに、財政当局との調整も含め、具体的な検討を進める。				
① 空港	・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	(R4実績) 今後の案件に向けてリスク分担条項の新設等について具体的な検討を行っている	(R5実績) 今後の案件に向けてリスク分担条項の新設等について具体的な検討を行っている	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
① 空港	・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	既に混合型スキームを導入している地方管理コンセッション空港の管理者（地方公共団体）に混合型スキームの仕組みや効果等を確認し、その情報をコンセッション未導入の地方管理空港の管理者（地方公共団体）へ展開する。				
① 空港	・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	(R4実績) 採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した	(R5実績) 採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
① 空港	・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	県、関係市町、議会、地元経済団体等が参加する勉強会や講演会への積極的な参加や、国土交通省ホームページにおける、先行案件の提案概要、取組と成果の公表等を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等を発信し、機運醸成を図る。				
① 空港	・地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	(R4実績) 地方公共団体等主催の勉強会、講演会への参加や、先行案件の提案概要、取組と成果等の公表を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等について発信した	(R5実績) 地方公共団体や業界団体等主催の講演会への参加や、先行案件の提案概要、取組と成果等の公表を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等について発信した	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
① 空港	・地方公共団体等に対し、公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。（令和4年度開始）＜国土交通省＞	令和4		国土交通省	定期的に地方公共団体を訪問（Web会議）し、先行案件の公募手続きに係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、内閣府 PPP/PFI推進室や国土交通省 総合政策局が実施しているPPP/PFIに関する支援事業の紹介等を行う。				
① 空港	・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。（平成29年度開始）＜国土交通省＞	平成29		国土交通省	国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗（検討）状況や公募書類等を公表する。				
① 空港	・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。（平成28年度開始）＜国土交通省＞	平成28		国土交通省	(R4実績) 先行案件の公募書類等を公表している	(R5実績) 先行案件の公募書類等を公表している	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
① 空港	公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。（平成28年度開始）＜国土交通省＞	平成28		国土交通省	運営事業者からの要望を伺いながら、必要となる規制の緩和や合理化について検討する。				
① 空港	公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。（平成28年度開始）＜国土交通省＞	平成28		国土交通省	(R4実績) 定期的に開催している運営権者との打合せにおいて、規制の緩和や合理化について意見を伺っている	(R5実績) 定期的に開催している運営権者との打合せにおいて、規制の緩和や合理化について意見を伺っている	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

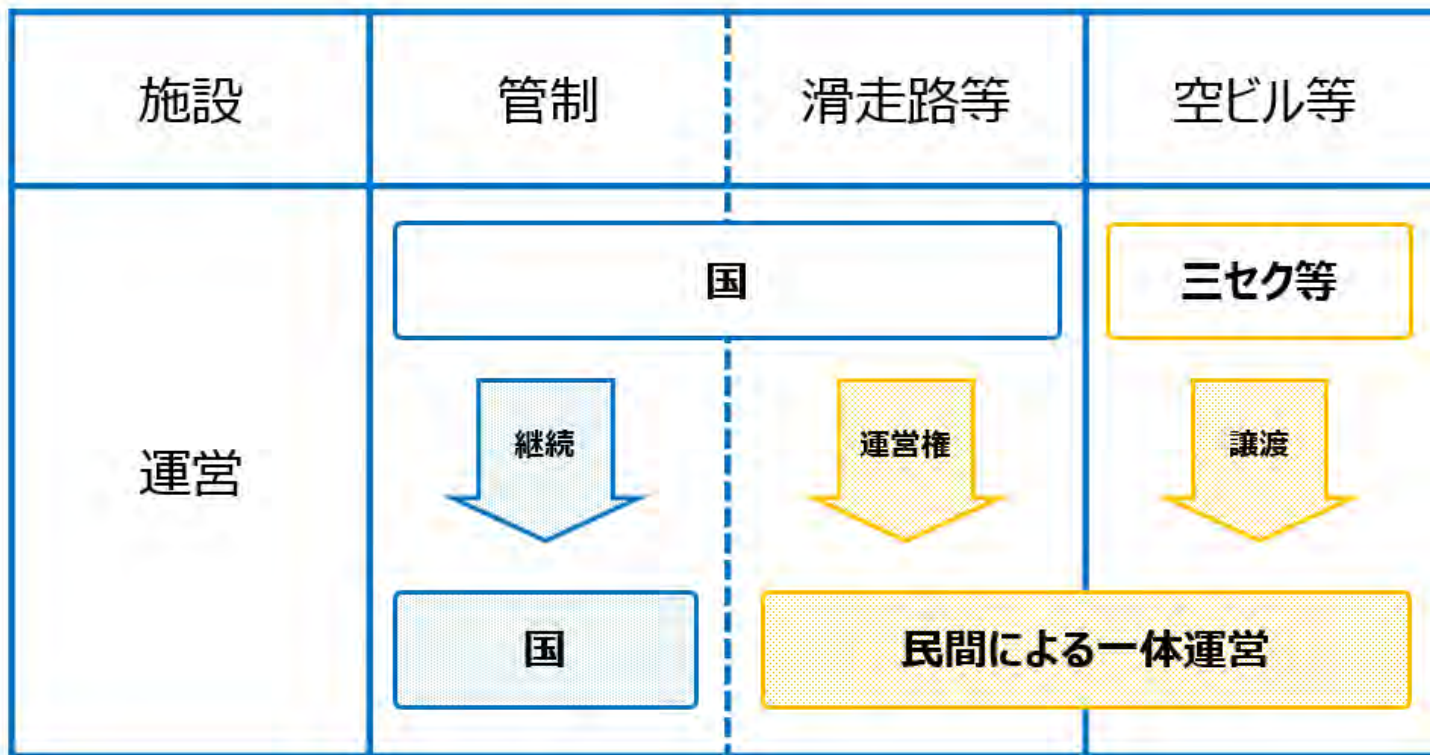
# 推進施策の概要①

○地方公共団体や業界団体主催の講演会において空港コンセッションについて説明を行う。

## 空港運営のコンセッションの概要



- 国が土地などの所有権を留保しつつ運営権を設定、民間企業に運営権を委譲。
- 民間企業は、運営権に基づき航空系事業（航空機の離着陸など）と非航空系事業（ターミナルビルでの物販・飲食、駐車場など）を一体的に経営。

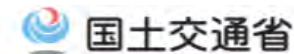




# 推進施策の概要②

○コンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取組みや効果、国の支援制度等の紹介を行う。

## コンセッション空港におけるこれまでの取組と成果



コンセッション空港では、民間による資金とノウハウを活用した経営により、施設整備による利便性向上、安全・保安体制の強化、人材確保、受入体制整備等の取組が行われており、これらの取組を通じた航空需要や旅客数の拡大、地域経済の活性化が期待される。

### 具体的なこれまでの取組・成果の例

#### ◆路線誘致

※出典(写真)：仙台国際空港(株)



【仙台国際空港】  
海外空港との利用促進協力

※出典(写真)：高松空港(株)



【高松空港】国際線新規路線誘致等の商談会や  
セールスコールを実施

#### ◆施設整備による利便性向上

※出典(写真)：熊本国際空港(株)



#### ◆人材確保の取組

※出典(写真)：広島国際空港(株)



#### ◆機能性向上

※出典(写真)：北海道エアポート(株)



※出典(写真)：熊本国際空港(株)



スマートレーン

【熊本空港】最新機器による保安検査の効率化

水道



# 水道分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

令和4年度から開始した水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県を取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることから、関係省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。

令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標とする。

## ■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
72件程度	24件	5件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

(件数は累計値)

## ■ 案件候補の年度別進捗

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	2件 PFI(BT)方式 : 大阪市 PFI(BTO)方式 : 大津市	3件 PFI(BT、BTO)方式 : 大阪市 PFI(BTO)方式 : 大津市	4件	4件	5件
うち 実施方針公表	2件 公共施設等運営事業 : 0件 PFI(BT)方式 : 大阪市 PFI(BTO)方式 : 大津市	3件 PFI(BT、BTO)方式 : 大阪市 PFI(BTO)方式 : 大津市	4件	4件	5件
うち 実施契約締結	0件 公共施設等運営事業 : 0件	1件 PFI(BT)方式 : 大阪市	1件	2件	3件

## ■ 案件形成のための推進施策等

- ① 公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書の周知【R4年度以降継続】
- ② 公共施設等運営事業に係る調査費等に対する支援【R6予算要求】
- ③ 「水道分野における官民連携推進協議会」等を活用した、先進事例の周知【R4年度以降継続】

# 【水道】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

水道用水供給事業： **88 事業**  
上水道事業： **1,304 事業**  
簡易水道事業： **2,415 事業**

## ＜基準設定の根拠・解説等＞

・国土交通省水道事業課HP

給水人口10万人以上の事業  
**287事業**

・人口10万人以上の地方公共団体に対し、内閣府及び総務省からPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定を要請（令和3年6月）

## ＜PPP/PFI導入検討対象\*1＞

- ・複数の種類の事業を実施している都道府県の水道用水供給事業
  - ・法定耐用年数を超えた浄水施設を有する上水道事業
- 72 事業**

・宮城県と同様に、水道用水供給、流域下水道、工業用水道事業を実施している都道府県を抽出  
・浄水場等の施設が経年化している団体で更新需要が増加すると想定

## ＜案件候補\*2＞

- ・コンセッション先行事例の宮城県と類似条件（事業規模等）の水道用水供給事業
  - ・DBO・PFI等が活用できる水道施設の更新を控えている上水道事業
- 24 事業**

・宮城県と類似条件（事業規模等）を有する都道府県から選定  
・水道施設の更新を控えている水道事業者を選定

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**5件**

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

# 【水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 水道	令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標とする。<国土交通省>	国土交通省					
② 水道	・水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。(令和4年度開始)<国土交通省>	国土交通省	水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、現状や課題について整理し、地方公共団体(都道府県)へ働きかけを行う。  (R4実績) 都道府県への働きかけを実施。	水道施設や事業経営に係るデータの整理手法を再検証し、都道府県をはじめとした地方公共団体へ働きかけを行う。  (R5実績) 地方公共団体への働きかけを実施。	(R6実績)	(R7実績)	水道事業の持続性・脆弱性に関する実態、課題等について地方公共団体へ働きかけを実施し、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。
② 水道	・作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。(令和4年度開始)<国土交通省>	国土交通省	宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を作成し、ウェブサイトにて公表する。  (R4実績) 契約書及び要求水準書のひな形を作成し、ウェブページに公表済み。	ウェブサイトにて公表している公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形について周知する。  (R5実績) 契約書及び要求水準書のひな形を、ウェブページにて周知した。	(R6実績)	(R7実績)	宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を作成、周知し、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。
② 水道	・令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活用を促進する。(令和5年度開始)<国土交通省>	国土交通省		官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活用を促進する。  (R5実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」等において、官民連携等基盤強化推進事業について周知し、活用を促進した。	(R6実績)	(R7実績)	官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援を行うことで、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。

# 【水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 水道	・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	<p>「各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採択すること」について、交付金の要件化を検討し、令和4年度中に結論を得る。</p> <p>(R4実績) 要件化についての事務連絡を発出し、水道事業者に周知した。</p>	<p>検討した内容に基づき、令和5年度から運用を開始する。</p> <p>(R5実績) PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件を導入し、運用を開始した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	<p>水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。</p> <p>(R8実績)</p>
② 水道	ウォーターPPPの検討に関する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向を踏まえ、対象施設を決定することについて、令和5年度中の検討結果に基づき、令和6年度より周知する。	国土交通省		<p>ウォーターPPPの検討に関する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向を踏まえ、対象施設を決定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。</p> <p>(R5実績) ウォーターPPPの検討に関する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向を踏まえ、対象施設を決定することとした。</p>	<p>令和5年度中に得た結論を基に、地方公共団体に対して周知活動を実施。</p> <p>(R6実績)</p>	(R7実績)	(R8実績)

# 【水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 水道	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、下水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化) <国土交通省>	国土交通省	-	<p>国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。</p> <p>(R5実績) 他団体、他地方公共団体との連携等を前提としたウォーターPPPの導入検討を行う場合に、上限額を引き上げた国費による定額支援を行うこととした。</p>	<p>令和5年度中に得た結論を基に、地方公共団体に対して周知活動を実施。</p>		
② 水道	・上下水道一体のウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始) <国土交通省>	国土交通省	-	<p>国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。</p> <p>(R5実績) 上下水道一体のウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行うこととした。</p>	<p>令和5年度中に得た結論を基に、地方公共団体に対して周知活動を実施。</p>		
② 水道	・水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営ノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度開始) <国土交通省>	国土交通省	<p>(R4実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」等において、公共施設等運営事業に関する情報を周知した。</p>	<p>(R5実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」等において、広域連携を活かした官民連携に関する事例について、周知した。</p>	<p>「水道分野における官民連携推進協議会」等において、公共施設等運営事業等に関する情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体による公共施設等運営事業の活用を促進する。</p> <p>(R6実績)</p> <p>(R7実績)</p> <p>地方公共団体による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しし、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。</p>		



# 【水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
② 水道	・水道分野における公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」や地方公共団体が主催する協議会等を活用した啓発活動を実施する。	(R4実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」や地方公共団体が主催する協議会等において、公共施設等運営事業に関する情報を周知した。	(R5実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」や全国市長会社会文教委員会等において、公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等に関する情報を周知した。	(R6実績)	(R7実績)	全国各地で水道分野における官民連携推進協議会等を活用した啓発活動を実施し、水道分野における公共施設等運営事業等の検討促進や住民不安の解消に努め、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。	
② 水道	・宮城県の先進事例の横展開のため、類似条件を有する地方公共団体やウォーターPPPを早急に検討すべき地方公共団体等、ターゲットを明確にしたトップセールス等の働きかけを15件実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	宮城県と類似条件を有する地方公共団体(水道用水供給、流域下水道、工業用水道事業を実施している都道府県)を抽出する。宮城県の先進事例について、令和4年度中に8件のトップセールス等を実施する。	(R4実績) 8件の働きかけを実施。	宮城県と類似条件を有する水道事業者等(都道府県、市町村等)へのトップセールス等の働きかけを行う。	(R5実績) 7件の働きかけを実施。	(R6実績)	(R7実績)	宮城県の先進事例の横展開のため、類似条件を有する地方公共団体等、ターゲットを明確にしたトップセールス等の働きかけを5年間で15件実施し、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。

# 【水道】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
② 水道	<p>・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化) &lt;国土交通省&gt;</p>	国土交通省	<p>水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等を、「水道分野における官民連携推進協議会」やウェブサイト等で周知を行う。</p> <p>(R4実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」等を活用し、ガイドライン等について周知した。</p>	<p>(R5実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」等を活用し、ガイドライン等について周知した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	<p>水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を行い、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。</p> <p>(R8実績)</p>
② 水道	<p>・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。(平成29年度開始) &lt;国土交通省&gt;</p>	国土交通省	<p>「水道分野における官民連携推進協議会」において、他分野である工業用水道分野の動向等に関する情報提供を実施するとともに、先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言等を行う。</p> <p>(R4実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」を4回実施し、工業用水道分野の動向等に関する情報提供を行った。</p>	<p>(R5実績) 「水道分野における官民連携推進協議会」において、工業用水道分野の先進的な取組事例に関する情報提供を行った。</p>	(R6実績)	(R7実績)	<p>先導的に取り組む地方公共団体に対し、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行い、5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)の達成を目指す。</p> <p>(R8実績)</p>

# 具体的検討等を行っている案件リスト

具体的検討、実施方針公表、実施契約締結した案件について、整理する。

	水道事業者	案件	スケジュール
実施契約締結	大阪府 大阪市	大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業 (BT)	令和6年3月28日 実施契約締結 令和4年11月15日 実施方針公表
実施方針公表	滋賀県 大津市	真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設 運転維持管理事業 (BTO)	令和4年7月11日 実施方針公表
	大阪府 大阪市	大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業 (BTO)	令和6年1月31日 実施方針公表

# 水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野が抱える様々な課題に対応するために、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域連携など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、国土交通省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携（マッチング）を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

## 実施内容例

### ○先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者等の取組紹介
  - 管路更新を促進するための小規模簡易DB方式
  - 水道事業の包括委託
  - 水道事業者における先進的な官民連携の取組事例（宮城県コンセッション事業の紹介など）

・国土交通省、経済産業省（工業用水道）における取組紹介

### ○フリーマッチング

水道事業者と民間事業者が個別に対面して、自由に意見交換を実施。

## 開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	4回
平成30年度	4回
令和元年度	4回
令和2年度	3回
令和3年度	4回
令和4年度	4回
令和5年度	第1回：福島（7月）、第2回：鹿児島（9月） 第3回：愛知（10月）、第4回：大阪（12月）



フリーマッチング

### 令和5年度参加実績

- 第1回：100人（23水道事業者等、32民間事業者）
- 第2回：138人（19水道事業者等、44民間事業者）
- 第3回：127人（12水道事業者等、50民間事業者）
- 第4回：160人（26水道事業者等、53民間事業者）

# 水道施設運営権に係るガイドライン、契約書及び要求水準書のひな形の周知

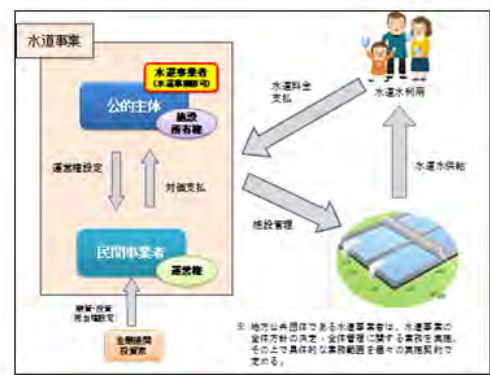
国土交通省ウェブページにおいて、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を掲載している。また、みやぎ型管理運営方式を参考にした契約書及び要求水準書のひな形を掲載した。

【国土交通省ウェブページの一部抜粋】

## 水道施設運営等事業（コンセッション事業）について

### 水道施設運営等事業（コンセッション事業）について

平成30年12月に成立した水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）による改正後の水道法第24条の4において、公共施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定する方式（いわゆるコンセッション方式）について、地方公共団体が、水道事業者及び水道用水供給事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等であつて、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業）に係る公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みが創設されました。地方公共団体は水道事業者等としての位置づけを維持するため、最終的な給水責任は地方公共団体にあります。



- ▶ [PDF 水道事業等におけるコンセッション方式の概要\[PDF形式:1,389KB\]](#)
- ▶ [PDF 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン\[PDF形式:1,861KB\]](#)
- ▶ [水道施設運営等事業の実施に関する検討会](#)

### 水道施設運営等事業の契約書及び要求水準書のひな形

- 水道施設運営等事業の導入に向けた検討に活用できるひな形を示します。
- ▶ [PDF 実施契約書ひな形\[PDF形式:463KB\]](#)
  - ▶ [PDF 要求水準書ひな形\[PDF形式:591KB\]](#)

水道施設運営権の設定に係る許可に関する  
ガイドライン

令和元年9月30日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

水道施設運営等事業  
公共施設等運営権実施契約書（例）

▶ 本ひな形は、地方公共団体による水道施設運営等事業の導入に向けた検討に資するため、実施契約書の例を示したものである。

▶ 水道施設運営等事業の対象施設や業種範囲については、個別の事業ごとに種々なものとなることが想定されるが、現時点で事業開始している事例がないこと。本ひな形の作成に当たっては、上工一様体の「みやぎ型管理運営方式」として、水道分野におけるコンセッション方式の導入に先導的に取り組んでいる宮城県の事例を基にした。なお、この事例は、管網等を除く取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設を運営権設定対象としたものである。

▶ ひな形の中で、（図）と記載されている箇所及び横線の箇所は、宮城県の事例において工業用水道事業、下水道事業に用いられて記載されている箇所、また資料特有の内容に関連する記載箇所である。

令和●年●月●日



下水道

# 下水道分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。

## ■ PPP/PFI導入検討対象\*1、案件候補\*2、事業件数目標\*3

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
60件程度	20件程度	6件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を優先して導入検討すべきもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業を特に優先して検討すべきもの。

なお、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

## ■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	三浦市等 2件	4件	6件	8件	10件
うち 実施方針公表	三浦市 1件	1件	2件	3件	6件
うち 実施契約締結	三浦市 1件	1件	1件	2件	3件

## ■ 案件形成のための推進施策等

① PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、適切な提案を採用することを要件化

【R5年度以降継続】

② 公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う

【R5年度以降継続】

③ 官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン等の活用とモデル都市への支援を拡充【R5年度以降継続】

④ ウォーターPPP分科会を設置し、導入を支援【R5年度以降継続】

# 【下水道】公共施設等運営事業導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

## ＜基準設定の根拠・解説等＞

下水道事業実施団体  
**1,500団体程度**

・国土交通省下水道部HP

・人口10万人以上（都道府県・市町村）  
・処理区内人口5万人以上・下水処理場を有する団体  
**200団体程度**

・10万人以上の団体に対し、PPP/PFI手法導入優先的検討策定を要請（令和3年6月）  
・下水処理場の維持管理や改築に民間の創意工夫が活かされ易い（一定規模以上の処理区を有する。）

## ＜PPP/PFI導入検討対象\*1＞

供用開始から40年以上経過している団体（施設の老朽化が進行）  
経費回収率100%以下  
**60団体程度**

・管路の耐用年数を超える団体では、改築需要が増加するため、民間による効率的な改築の必要性が高まる。  
・経費回収率の改善のため、民間のノウハウの活用が期待できる。

## ＜案件候補\*2＞

分流で、DBO・PFI事業を導入していない団体  
**20団体程度**  
既に検討している団体：5団体

・責任分担が難しくなる雨水を含まない団体から推進。  
・既にDBOやPFI等の長期契約を行っておらず、工夫の余地が残っている団体から推進。

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**6件**

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を優先して導入検討すべきもの。  
\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業を特に優先して検討すべきもの。  
なお、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

# 【下水道】推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
下水道	公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省					
下水道	・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	<p>「各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採択すること」について、交付金の要件化を検討し、令和4年度中に結論を得る。</p> <p>(R4実績) ・R4年度中に結論を得て、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採用することを要件化した。</p>	<p>「各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、受領した民間提案の適切性を検討の上、適切と判断した場合には採用すること」の交付金要件化に関する周知と確実な運用を行う。</p> <p>(R5実績) 対象となる各地方公共団体がPPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を設置した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
下水道	・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	<p>汚水管の維持更新への国費支援については、令和9年度以降は汚水処理施設が未構成の地方公共団体であっても公共施設等運営事業の導入を要件することを検討する。</p> <p>(R4実績) ・R4年度中に検討を行い、R5改定版アクションプランに反映した。</p>	<p>汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。</p> <p>(R5実績) 地方公共団体に要件化の内容を周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図った。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
下水道	・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	<p>公共施設等運営事業に関連する更新事業へのインセンティブを設定することを検討し、令和4年度中に結論を得る。</p> <p>(R4実績) ・R4年度中に結論を得て、重点配分を行うこととした。</p>	<p>公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知と確実な運用を行う。</p> <p>(R5実績) 国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

# 【下水道】推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
下水道	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化) <国土交通省>	国土交通省	—	<p>国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。</p> <p>(R5実績) 上下水道一体等でウォーターPPPの導入検討を行う場合に、上限額を引き上げた国費による定額支援を行うこととした。</p>	<p>令和5年度中に得た結論をもとに、地方公共団体に対して周知活動を実施。</p>		
下水道	・上下水道一体でのウォーターPPPの改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始) <国土交通省>	国土交通省	—	<p>国費支援に関するインセンティブを設定することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。</p> <p>(R5実績) 上下水道一体でのウォーターPPPの改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行うこととした。</p>	<p>上下水道一体でのウォーターPPPの改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知と確実な運用を行う。</p>		
下水道	・ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)等を活用しつつ、技術的な助言を行うとともに、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和5年度強化) <国土交通省>	国土交通省	<p>・PPP/PFI手法選択GL改正と併せて、官民連携手法ごとに特徴や効果等を整理する。 ・検討を進めている地方公共団体に対して、新規案件形成に向けた技術的支援等を実施する。</p> <p>(R4実績) ・官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)を策定。 ・モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充。</p>	<p>引き続き着実に実施する。</p> <p>(R5実績) ・具体的な案件形成を行う地方公共団体に対し、国費支援を行った。 ・モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を実施した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)



# 【下水道】推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)	
下水道	<p>・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。また、「ウォーターPPP分科会」を設置し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化) &lt;国土交通省&gt;</p>	国土交通省	<p>これまでに得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」において、他の地方公共団体に共有する。</p> <p>(R4実績) ・PPP/PFI検討会、民間セクター分科会を開催し、課題への対応策や知見等について共有した。</p>	<p>ウォーターPPP分科会を新設</p> <p>(R5実績) ・ウォーターPPP分科会を新設した。 ・PPP/PFI検討会、民間セクター分科会を開催し、課題への対応策や知見等について共有した。</p>	<p>ウォーターPPP分科会を継続的に開催</p>			(R8実績)
下水道	<p>・先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化) &lt;国土交通省&gt;</p>	国土交通省	<p>浜松市、須崎市及び宮城県の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、三浦市での着実な事業開始に向けて技術的助言等の支援を行う。</p> <p>(R4実績) 浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市へ技術的助言等支援を行った。</p>	<p>引き続き、浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施に向けた支援を行う。</p>			(R8実績)	
下水道	<p>・PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度開始) &lt;国土交通省&gt;</p>	国土交通省	<p>地方公共団体間で比較できるよう、経費回収率、汚水処理原価等、代表的な経営指標について、Excelファイルで一覧に取りまとめ、国土交通省HPに掲載する。</p> <p>(R4実績) ・最新の経営に関する指標を国交省HPIに掲載した。</p>	<p>引き続き着実に実施する。</p>			(R8実績)	
				<p>(R5実績) 浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市へ技術的助言等支援を行った。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)	
				<p>(R5実績) ・最新の経営に関する指標を国交省HPIに掲載した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)	



道路



# 道路分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

交通ターミナルについて、公共施設等運営事業をはじめとする地域活性化等に資するPPP/PFIの活用を推進するため、令和8年度までに7件の具体化及び公共施設等運営事業1件の事業実施を目標として取り組む。

### 交通ターミナル(バスタ)

#### ■PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入 検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
7件	7件	7件(内、1件のコン セッション実施)

- \*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。  
\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。  
\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

#### ■案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	4件	6件*4	6件	6件	7件
うち実施方針 公表	0件	2件	3件	5件	6件
うち実施 契約締結	0件	0件	0件	3件	3件

\*4: 品川、新潟、近鉄四日市、神戸三宮、呉、札幌

#### ■案件形成のための推進施策等

- 品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。

### 高速道路のSA・PA、下関北九州道路

#### ■案件形成のための推進施策等

道路分野としての事業件数目標の上乗せを視野に、以下の施策を推進する。

- 高速道路のSA・PAの具体的な検討については、高速道路内における物流のニーズ等も踏まえ、大都市近郊や大都市間に立地するSA・PAを候補に、案件具体化に向けて取り組む。

- 下関北九州道路については、民間資金の活用を図るという観点から、エリア単位でPFI手法等の活用の可能性を検討する。

# 【道路】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

## 【交通ターミナル（バスタ）】

事業中箇所及び調査中箇所※1  
**計 22ヶ所**

＜基準設定の根拠・解説等＞

※1 令和6年4月1日時点

### ＜PPP/PFI導入検討対象\*1＞

事業中箇所及び一部の調査中箇所※1  
**計 7ヶ所**

事業中箇所、及び、調査中箇所であって、交通拠点の機能強化の必要性を明確化し、機能強化に向けた整備方針を作成した箇所数

※1 令和6年4月1日時点

### ＜案件候補\*2＞

事業中箇所※1  
**計 7ヶ所**

事業中箇所であって、令和8年度までに具体的検討（市場調査等）を実施する見込みの箇所数

※1 令和6年4月1日時点

参考：アクションプランにおける5年間で  
少なくとも具体化すべき事業件数目標：**7件**  
(公共施設等運営事業1件の事業実施)

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

# 【道路】推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
道路	交通ターミナル(バスタ)について、PPP/PFIの活用具体化 7件 (内、公共施設等運営事業の事業実施 1件) (令和5年度末時点での具体化件数は6件) 道路分野全体(他分野との連携含む)として、PPP/PFIの活用について、令和13年度までに60件の具体化を狙う。(令和5年度末時点での具体化件数は22件) <国土交通省>	国土交通省					
道路	品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。(令和4年度開始、令和5年度強化)	国土交通省	(R4実績) コンセッション等導入に向け、事業中の箇所において、事業スキームの具体化を検討	(R5実績) 近鉄四日市駅、神戸三宮駅において、実施方針を公表 また、呉駅、札幌駅において市場調査を実施	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
道路	高速道路のSA・PAなどの施設については、民間資金の活用を図るという観点から、PFI手法等の活用に向けた検討を行う。また、下関北九州道路については、エリア単位でのPFIの活用も視野に検討する。(令和4年度開始)	国土交通省	SA・PAへのPFI活用に向けた事業スキーム、箇所の検討、民間ニーズの確認	マーケットサウンディング	実施方針公表、PFI事業者公募、契約締結		
			PFI等のスキームを検討	※現在、山口県・北九州市において都市計画・環境影響評価の手続きを進めており、PFI等のスキームは検討中			
道路	愛知県道路公社における公共施設等運営事業の先行事例について、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めた横展開を図る。(平成28年度開始)	国土交通省	(R4実績) 【SA・PA】 PFI手法の導入に向けた、事業スキームや箇所を検討 【下関北九州道路】 PFI等のスキームを検討	(R5実績) 【SA・PA】 事業スキームの詳細検討、(制度要綱等の交付)SA・PAで担うべき機能の検討、各事業者へのヒアリング 【下関北九州道路】 PFI等のスキームを検討	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
道路	直轄駐車場については、効率的な維持管理・運営や駐車場利用者の利便性向上のため、PFI手法導入の具体化に向けた検討を行う。(令和6年度開始) <国土交通省>	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例について、PPP/PFI推進施策説明会で情報提供を行うなど、横展開を図る。				
			(R4実績) 愛知県道路公社での先行事例についてPPP/PFI推進施策説明会で情報提供を実施した。	(R5実績) 愛知県道路公社での先行事例についてPPP/PFI推進施策説明会で情報提供を実施し、自治体への個別ヒアリングなども検討。	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)
道路				事業スキームの検討	実施方針公表、特定事業選定、事業者公募、契約締結		
					(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

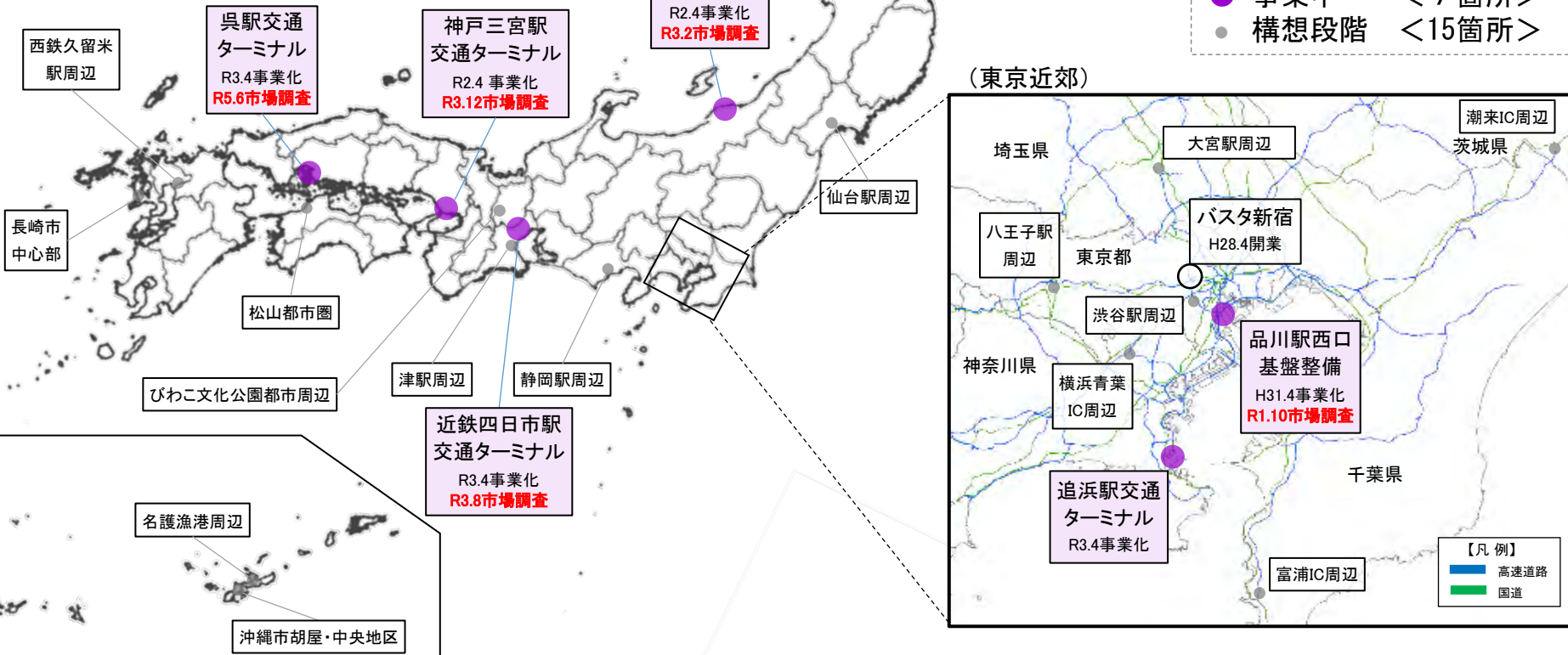


# 交通ターミナル（バスタ）におけるPPP/PFIの活用

○品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。

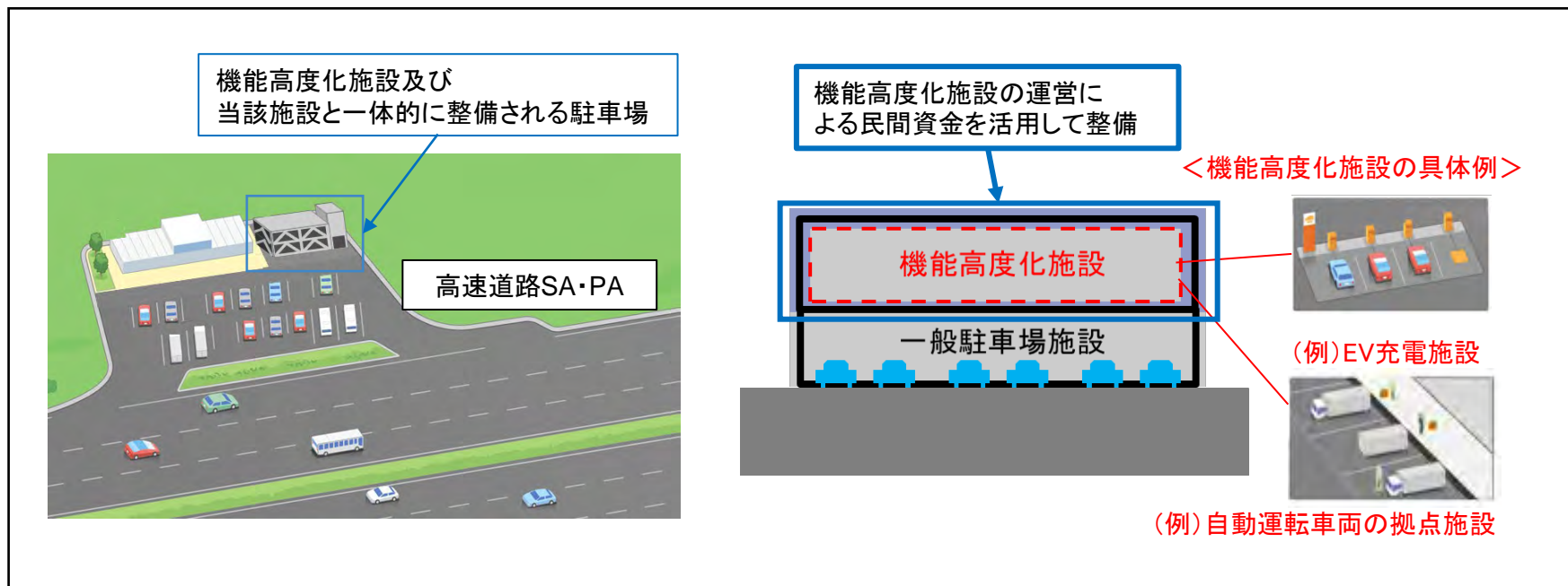


※イメージであり、整備内容を決定するものではありません



## 【参考】 高速道路SA・PAにおけるPFI活用（イメージ）

- 高速道路のSA・PAにおいて、物流の効率化等、新たな機能へのニーズが高まっていることから、SA・PA内に設置する機能高度化施設の運営による民間資金を活用して、SA・PA駐車場施設の一部を整備するスキームを構築。
- 令和6年度は、マーケットサウンディング、具体箇所の検討、対象事業の事業化を行う計画

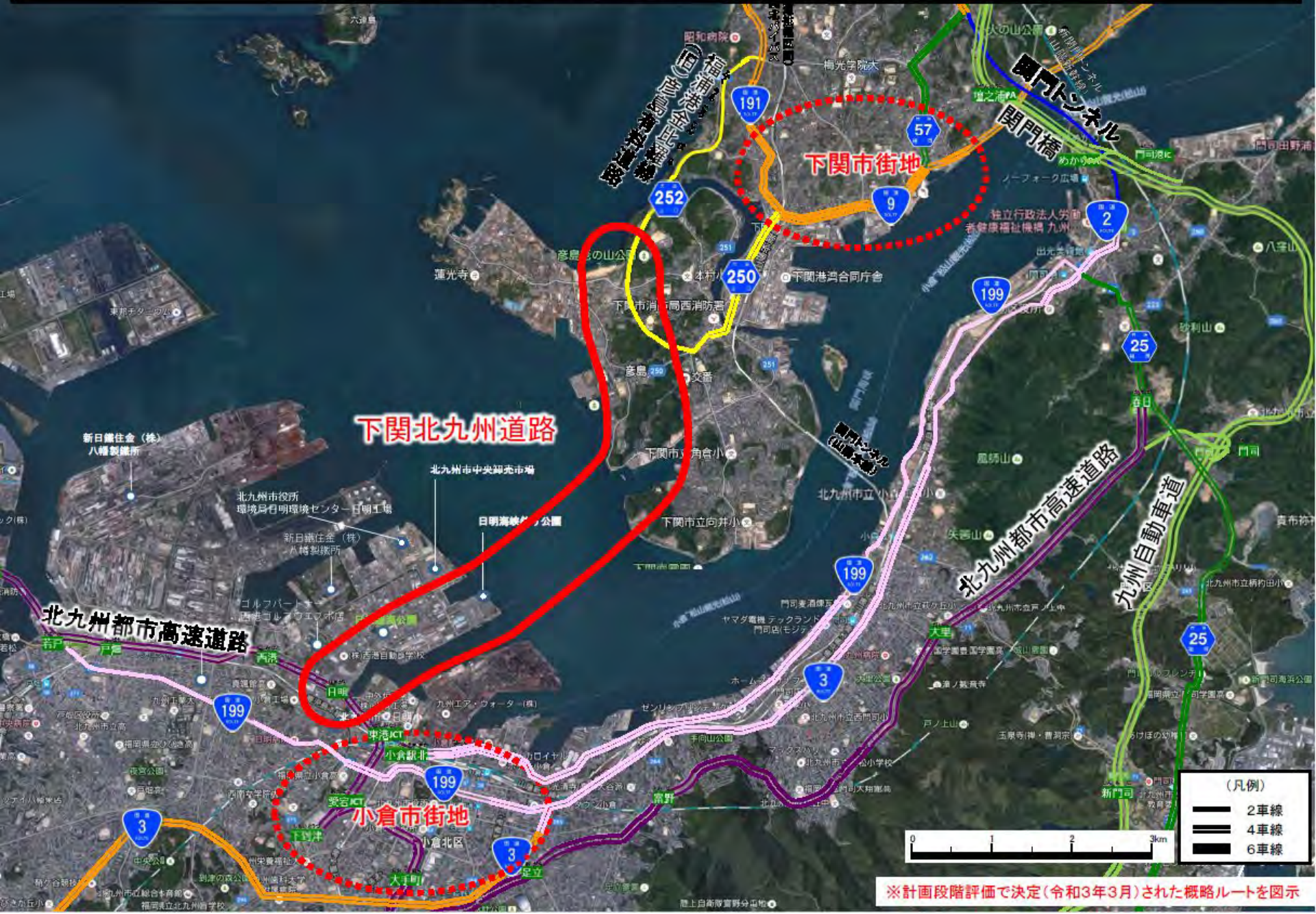


### ■スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・SA・PAにおけるPFI手法の導入に向けた、事業スキーム等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業スキームの詳細検討</li> <li>・制度要綱等を交付</li> <li>・SA・PAで担うべき機能の検討</li> <li>・各事業者へのヒアリングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケットサウンディングの実施</li> <li>・具体的な箇所の検討、事業化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施</li> </ul>



# 下関北九州道路



下関北九州道路

下関市街地

関門トンネル

北九州都市高速道路

北九州都市高速道路  
九州自動車道

小倉市街地

(凡例)

	2車線
	4車線
	6車線

※計画段階評価で決定(令和3年3月)された概略ルートを図示

公園



# 公園分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。その他の都市公園では131公園でPark-PFIが活用され、132公園で活用を検討中であるところ、引き続き官民連携手法の多様化に取り組む。

## ■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

	PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
(国営公園)	6件	3件	2件
(その他、都市公園等)	20件程度/年	132件	—

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

## ■ 案件候補の年度別進捗(国営公園)

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	3件	3件	3件	3件	3件
うち 実施方針公表	0件	0件	0件	0件	2件
うち 実施契約締結	0件	0件	0件	0件	0件

## ■ 案件形成のための推進施策等

(国営公園)

- ① コンセッション方式の導入を検討【R4年度以降継続】
- (その他、都市公園)
- ② 調査から整備まで一貫して支援できる仕組みの活用【R5年度以降継続】
- ③ 事例集の策定、更新、横展開【R4年度以降継続】
- ④ ノウハウ等を記したガイドライン(R5年改訂)の活用、横展開【H29年度以降継続】

# 【公園】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

国営公園  
**17箇所**

その他、都市公園等  
**114,690箇所**

<基準設定の根拠・解説等>  
都市公園等の整備状況  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000156.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000156.html)

## <PPP/PFI導入検討対象\*1>

広域的な見地から設置し  
利用料金の設定された公園  
**6箇所**

都市公園におけるPark-PFI導入  
**年間20箇所程度**

- ・ 国営公園のうち、広域的な見地から設置され（イ号公園）、利用料金の設定された公園。ただし、PFI事業が導入されている公園を除く。
- ・ H29-R4の6年間に、131の都市公園でPark-PFI導入（年平均22件）

## <案件候補\*2>

そのうち整備が概成した公園  
**3箇所**

**132の都市公園において  
Park-PFIを検討中**

- ・ イ号公園のうち、国による施設整備が概成しており、公共施設等運営事業を導入しやすい公園を対象とする。

参考：アクションプランにおける5年間で  
少なくとも具体化すべき事業件数目標：**2件**

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの  
\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの



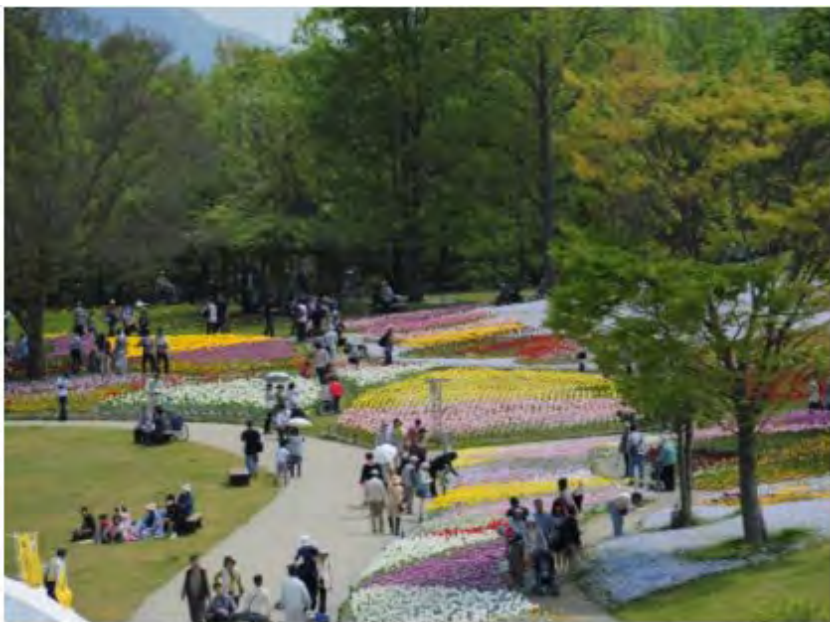
# 【公園】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)		
公園	12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。さらに、令和13年度までに、公共施設等運営事業などにより公園全体を対象とした民間活用について30件の具体化を狙う。<国土交通省>	国土交通省							
公園	・国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、民間事業者のニーズの把握や、運営権の設定範囲、要求水準、モニタリング方法等の具体的な制度設計、導入効果の試算等を含め、その導入に関して検討を行う。また、これらの状況を踏まえ、他の公園における導入についても検討する。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	<p>国営公園において公共施設等運営事業を導入する際の留意点等を検討する。</p> <p>(R4実績) 国営公園において公共施設等運営事業を導入する際の留意点等を検討。</p>	<p>実施方針等の検討を行う。</p> <p>(R5実績) 国営公園において公共施設等運営事業の導入可能性調査を実施。</p>	(R6実績)	(R7実績)	<p>事業者の公募を行う。</p> <p>(R8実績)</p>		
公園	・公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、横展開等を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	<p>公園全体での民間活用について、支援の仕組みを検討。また、先進事例の情報収集を行い、事例集やガイドラインを作成。</p> <p>(R4実績) 公園全体での民間活用について、支援の仕組みを検討。また、先進事例の情報収集を行い、事例を整理。</p>	<p>地方公共団体を支援し公園全体での民間活用の案件形成を図るとともに、事例集やガイドラインを活用し、先進事例を横展開。</p> <p>(R5実績) 特定公園施設の整備に対する支援を実施の他、令和5年度予算より、「官民連携による公園の整備・管理運営のための調査」に対する支援を開始(社会資本整備総合交付金)。また、先進事例の横展開に向け、事例集の内容の充実を図った。</p>	引き続き、公園全体での民間活用の案件形成と先進事例の横展開等を図る。		(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)

# 国営公園におけるコンセッション方式の導入

- 1 2 か所の国営公園等、**利用料金の設定された公園**における公共施設等運営事業の導入を**令和 8 年度までに 2 件を目標**に検討する。
- 国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、**広域的な見地から設置する公園**のうち**整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定**し、民間事業者のニーズの把握や制度運用等を含め、その導入に関して検討を行う。

< 国営公園の管理運営内容（例） >



花修景の実施



遊具の適切な管理

# MICE施設

# MICE施設分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

公共施設等運営事業の実現にはMICE需要と事業者の体力の回復を待つ必要があるが、具体化に向けた検討の支援は着実にを行うこととし、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。

## ■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
60件	49件	10件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

## ■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	5件	8件	11件	14件	17件
うち 実施方針公表	0件	1件	2件	2件	5件
うち 実施契約締結	0件	0件	0件	2件	2件

## ■ 案件形成のための推進施策等

- ① MICE施設におけるPFI・コンセッション方式活用推進に向けた調査等
- ② サウンディングパートナー企業の拡充など民間サウンディングプラットフォームの内容充実化

# 【MICE施設】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

## ＜基準設定の根拠・解説等＞

MICE振興に興味関心の高い自治体  
コンベンションビューローが組織されている自治体等  
(推進自治体：6、ビューロー：70)

**計 76団体**

・ JCCB参加自治体・団体

## ＜PPP/PFI導入検討対象\*1＞

上記団体内でMICE利用されている施設規模約2,500㎡以上の公共施設数

**60施設**

- ・ コンベンション施設のみならずユニークベニュー等のバンドリング検討を含む施設群としてピックアップ
- ・ 施設整備・改修規模が10億円を超える施設の目安：施設規模約2,500㎡以上（PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引き）

## ＜案件候補\*2＞

5年以内にPPP/PFIを導入する可能性のある施設

**49施設以上**

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**10件**

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

# 【MICE施設】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府 省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (到達目標)
MICE 施設	令和8年度までに10件の具体化を目標とする(令和5年度末時点での具体化件数は2件。)。さらに、従来型のPFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う(令和5年度末時点での具体化件数は6件。)。これらの目標等及び進捗状況を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>	国土交通省					
MICE 施設	・地方公共団体に専門家を派遣し、PFI事業・公共施設等運営事業方式(混合型を含む。)導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするため、サウンディングパートナー企業の拡充などプラットフォームの充実を図る。(令和4年度開始)<国土交通省>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に専門家を派遣。</li> <li>・効果的なプラットフォームのあり方やスキームに関する調査・検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に専門家を派遣。</li> <li>・プラットフォームの立ち上げ開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に専門家を派遣。</li> <li>・プラットフォームの内容充実化及び検証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に専門家を派遣。</li> <li>前年の検証を踏まえたプラットフォームのブラッシュアップ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に専門家を派遣。</li> <li>・プラットフォームの着実な整備及び活用。</li> </ul>
			(R4実績) 3地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式の導入調査及びプレサウンディングを実施した	(R5実績) 3地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式の導入調査及びプレサウンディングを実施した。また、プラットフォームについては、運用を開始し、コンテンツを追加した。	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)



- ✓ MICE施設におけるPFI・コンセッション方式導入の促進のため、自治体へのコンサルタントの派遣を通じた調査支援等や自治体と事業者とのマッチングを目的としたプラットフォームの充実化を図る。

### ①PFI・コンセッション方式導入のための自治体への支援

- ✓ PFI・コンセッション方式検討段階にある自治体、同方式導入ポテンシャルのあるMICE施設を有しつつも自力検討に着手していない自治体に対し、**コンサルタントを派遣し調査（導入に向けた課題や実現の可能性等）を支援。**
- ✓ 今年度は**最低3自治体**にコンサルタントを派遣し、導入支援を行う。

- ①施設の現状調査・改善検討
- ②自治体の戦略整理
- ③PFI・コンセッション方式導入への整理
- ④PFI・コンセッション方式の実現可能性検証（民間業者へのヒアリング→サウンディング）

#### 【MICE施設におけるコンセッション導入事例】



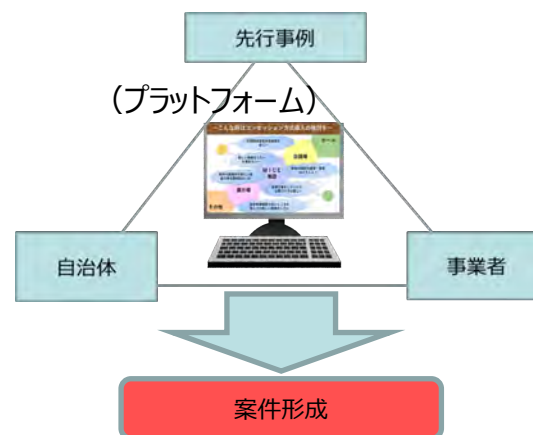
愛知県国際展示場



パシフィコ横浜ノース

### ②プラットフォームの充実化

- ✓ 自治体とMICE施設運営についてノウハウを持つ事業者を効率的にマッチングさせることを目的とした**プラットフォームの内容充実化を行い、今後の案件形成**につなげる。
- ✓ **MICE施設運営に特化した情報**（指定管理者制度等との比較、優良事例、コンセッション導入までのスケジュール例等）やサウンディングパートナー企業の拡充などを行い**内容充実化**に努める。



# 公営住宅

# 公営住宅分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め令和13年度までに100件の具体化を狙う。

## ■PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
120件程度	30件	10件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

## ■案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施方針公表	静岡県、長崎県、大分県、熊本県、神奈川県、大阪府 7件	高知県、大阪府、愛知県、兵庫県 11件	静岡県、山口県、福岡県、鳥取県、群馬県 16件	16件	16件
うち 実施契約締結	神奈川県 2件	静岡県、長崎県、大分県、熊本県、大阪府 7件	大阪府、高知県、愛知県、兵庫県、鳥取県 12件	15件	15件

## ■案件形成のための推進施策等

- ① 公営住宅の整備事業において、PPP/PFI手法の導入検討等を補助の一部要件化【R4年度以降継続】
- ② 基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援【令和5年度強化】
- ③ 地方公共団体に対し、先行事例を横展開【R4年度以降継続】

# 【公営住宅】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

## <基準設定の根拠・解説等>

公営住宅の建替・集約化を予定している事業数  
**約1,200件**

アクションプラン期間（R4-R13年度）  
において、公営住宅の建替・集約化の  
着手が見込まれる事業数



## <PPP/PFI導入検討対象\*1>

建替・集約化を予定している事業のうち、  
PPP/PFI手法の導入検討が見込まれる事業数  
**約120件**

建替・集約化を予定している事業  
（R4-R13年度）のうち、一定の規模以  
上の余剰地創出が見込まれ、PPP/PFI  
手法の導入検討が見込まれる事業数



## <案件候補\*2>

PPP/PFI手法による建替・集約化の検討に着手している事業数  
**30件**

一定の規模以上の余剰地創出が見込ま  
れ、PPP/PFI手法による建替・集約化  
の実施方針を公表又は実施を検討して  
いる事業数

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：**10件（実施契約締結）**

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

# 【公営住宅】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公営住宅	令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等及び進捗状況を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜国土交通省＞	国土交通省					
公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)	国土交通省	<p>・PPP/PFI手法の導入検討を一部補助要件化し、その内容を地方公共団体に周知。</p> <p>・先行事例の情報提供を行うほか、地方公共団体を支援する。</p>	<p>・PPP/PFI手法の導入検討を一部補助要件化し、その内容を地方公共団体に周知。</p> <p>・先行事例の情報提供を行うほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。</p>			
			(R4実績) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、PPP/PFI手法の導入検討の一部補助要件化及び取組みに対する支援を行った。	(R5実績) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、PPP/PFI手法の一部補助要件化、支援の拡充及び取組に対する支援を行った。	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)



# 【公営住宅】 PPP/PFI推進施策の概要

○ 社会資本整備総合交付金等により公営住宅を整備する際、**PPP/PFI手法の導入検討等を補助の一部要件化。**

- ・ 地域居住機能再生推進事業の新規事業において、  
平成28年度より、PPP/PFI手法の導入検討を要件化  
平成29年度より、三大都市圏で事業を実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化  
平成31年度より、政令指定都市で事業を実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化
- ・ 公営住宅等整備事業の新規事業において、  
令和4年度より、1,000戸以上の公営住宅を新規整備する場合はPPP/PFI手法の導入検討を原則要件化

○ **PPP/PFI手法の導入検討に対する支援**を実施。

- ・ PFI事業の実施その他民間活用のための導入可能性調査への支援や基本構想策定段階における支援

○ 地方公共団体に対し、先行事例を横展開。



<建替え前>



<建替え後>

PPP/PFI手法を活用した公営住宅の建替えの例



# 地域居住機能再生推進事業

令和6年度当初予算: 249.94億円

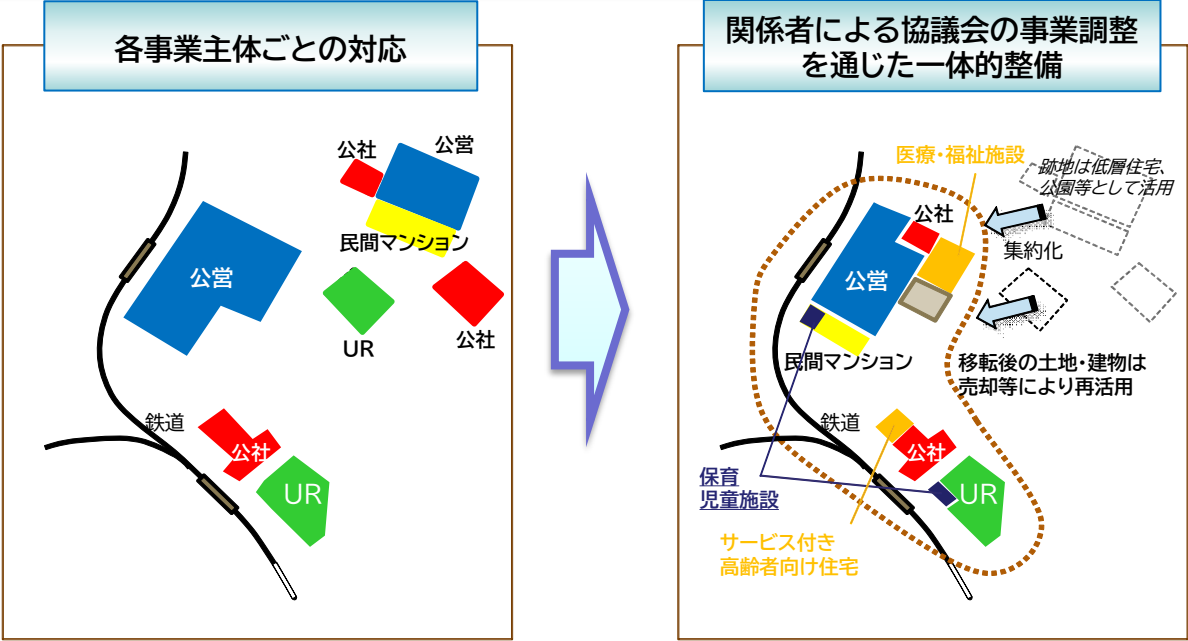
## 現状・課題

- 高齢化が急速に進展する地域における**公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足**
- 大規模団地の再生**を通じて、周辺の市街地も含めた**地域全体の再編**を図る必要性

## 事業目的

- 大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、**多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備**を進め、**地域の居住機能を再生**する取組みを総合的に支援する。

## 地域居住機能の再生のイメージ



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

# 地域居住機能再生推進事業の対象

## 対象地区

- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域にあつては概ね2ha以上）
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域にあつては概ね0.5ha以上）
- ・入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含むこと
- ・公的賃貸住宅の管理戸数の合計が併設施設等の内容に応じてそれぞれ以下の通りであること

種類	併設施設等の内容	戸数要件
一般タイプ	—	概ね1000戸以上
	ただし、三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域等で実施する場合の戸数要件は右記の通り	概ね100戸以上
複数併設タイプ	・団地内に複数の生活支援施設等(ただし、1施設以上は子育て支援施設とする)を併設するもの	概ね300戸以上
子育て支援タイプ	・子育て支援施設を併設するもの ・建替後の新規募集住戸の半数以上で子育て世帯を優先募集するもの (ただし、子育て世帯の優先募集の対象住戸は住戸専用面積55㎡以上とする)	概ね100戸以上

## 対象要件

- ・2者以上の事業主体による協議会を構成していること(事業主体:地方公共団体、地方公社、都市再生機構、民間事業者)
- ・公的賃貸住宅の管理戸数の適正化を図るものであること
- ・協議会で地域居住機能再生計画(以下、単に「再生計画」という。)を策定し、事業主体間の連携に関する事項のほか、高齢者・子育て世帯等の生活支援施設等の整備に関する計画等を定めること
- ・一般タイプ及び地域活性化タイプについては子育て支援施設の併設を検討すること
- ・原則として、次の取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか1つ以上の取組みを実施すること
  - i) PPP/PFI手法の導入、ii) 既存建築物を活用した公的賃貸住宅の供給、iii) 団地間又は団地内での住棟の再編・集約化
- ・三大都市圏又は政令指定都市で実施する事業についてはPPP/PFI手法を導入すること

## 対象事業

- ① 民間活用・ストック活用等の原則化に係る検討(民間事業者の活用等により予算縮減や性能向上などが見込まれるものに限る)
- ② 住宅市街地総合整備事業、公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、スマートウェルネス住宅等推進事業
- ③ 再生促進事業:再生計画の目標を実現するため、②と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

# 公営住宅の建替え事業の構想段階における支援の強化【拡充】

令和6年度当初予算：  
地域居住機能再生推進事業(249.94億円)の内数、  
社会資本整備総合交付金等の内数

○ 老朽化した公営住宅の建替え等を促進するため、構想段階の技術支援や計画策定等の検討に要する費用を補助対象に追加する。

## 拡充の内容

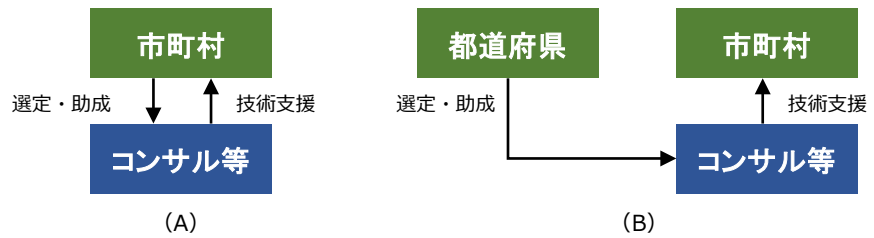
公営住宅等整備事業の補助対象を以下のとおり拡充する。

- ・ 測量試験等費用、工事費用、除却費用、関連工事費用
- ・ 公営住宅等の建設等におけるPFI事業の実施その他民間事業者の活用のための導入可能性調査に要する費用
- ・ 公営住宅等の建替え等の事業化に向けた構想段階の技術支援や計画策定等の検討に要する費用【拡充】

## 技術支援のイメージ(案)



- 【技術支援の例】
- ・ 建替えに向けた住民意向調査
  - ・ まちづくり施策と一体となった建替え計画の立案
  - ・ 集約建替えにおける併設機能の検討や条件整理等
  - ・ 事業化に向けた発注等の技術課題の整理 など



### 【支援主体のパターン】

- (A) 市町村が、技術支援を行うコンサル等を選定、助成
- (B) 都道府県が、都道府県内の市町村の建替え事業の構想作成等の技術支援をするコンサル等を選定、助成

クルーズ船向け旅客ターミナル

# クルーズ船向け旅客ターミナル分野 実行計画 概要

## 【PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)要約】

公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度事業を活用し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。

## ■ PPP/PFI導入検討対象、案件候補、事業件数目標

PPP/PFI導入検討対象*1	案件候補*2	事業件数目標*3
10件程度	3件	3件

\*1: PPP/PFI導入検討対象: 公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの。

\*2: 案件候補: アクションプラン重点実行期間(R4-R8年度)において、基本的には公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの。

\*3: 事業件数目標: アクションプランに定めた、5年間(R4-R8年度)で少なくとも具体化すべき事業件数。地方公共団体が主な事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象としている。

## ■ 案件候補の年度別進捗

(件数は累計値)

具体化レベル	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
具体的検討	1件	3件	3件	3件	3件
うち 実施方針公表	0件	2件	3件	3件	3件
うち 実施契約締結	0件	2件	2件	3件	3件

## ■ 案件形成のための推進施策等

・クルーズ船向け旅客ターミナル分野の案件形成を推進するため、ハード・ソフト両面からクルーズ船受入環境整備の支援を行うことにより、クルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保に取り組んでいく。



# 【クルーズ船向け旅客ターミナル】PPP/PFI導入検討対象及び案件候補の設定の考え方

2019年度にクルーズ船が寄港した港（港湾＋漁港）

142港

＜基準設定の根拠・解説等＞

国土交通省港湾局 公表資料

＜PPP/PFI導入検討対象\*1＞

2019年度に外国船社クルーズ船が寄港した港湾の内、  
外国船社クルーズ船寄港数の増加による  
ターミナル施設の建設が期待できる港

10港

数字で見る港湾2022  
（国土交通省港湾局監修）

・2019年外国船社クルーズ船入港数

＜案件候補\*2＞

外国クルーズ船入港数が期待できる港

3港

参考：アクションプランにおける5年間で少なくとも具体化すべき事業件数目標：3件

\*1：PPP/PFI導入検討対象：公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法の導入を目指すもの

\*2：案件候補：アクションプラン重点実行期間（R4-R8年度）において、基本的には公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度の活用を目指しつつ、個別分野の特性を踏まえ、他の官民連携手法が有効な場合にはその可能性も併せて検討するもの

# 【クルーズ船向け旅客ターミナル】 推進施策の進捗目標

分野	内容	担当府省庁	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クルーズ船ターミナル	公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度事業を活用し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>	国土交通省					
クルーズ船ターミナル	クルーズの再興へ向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに本格回復を図り、我が国の経済成長・地域活性化に繋げるため、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。(令和2年度開始)<国土交通省>	国土交通省	<p>日本におけるクルーズ再興に向け、訪日クルーズ旅客をコロナ前ピーク水準まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ前ピーク水準を超えることを目指した取組を推進する。また、外国クルーズ船が寄港する港湾数について、コロナ前ピーク水準を上回るとを目標として取り組む。</p> <p>クルーズ船向け旅客ターミナル分野の案件形成を推進するため、ハード・ソフト両面からクルーズ船受入環境整備の支援を行うことにより、クルーズ船の長期的かつ安定的な寄港の確保に取り組んでいく。</p>	<p>(R5実績) 長崎港松が枝地区において、事業スキームについて検討を進め、事業公募要項の作成手続きを進めている。</p> <p>佐世保港浦頭地区において、R6.3にクルーズ船向け旅客ターミナルが供用開始した。</p> <p>八代港において、R5.4にクルーズ船向け旅客ターミナルが供用開始した。</p>	(R6実績)	(R7実績)	(R8実績)